

総務建設常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成27年10月8日 午前 9時30分 開会 午前 11時03分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	片野哲生委員長 奥津勝子副委員長 玉虫志保美委員 高橋英俊委員 鈴木京子委員 渡辺順子委員
4 傍聴議員	坂田よう子議員 関 威國議員 三澤龍夫議員 二宮加寿子議員 清田文雄議員 柴崎 茂議員
5 説明員	中崎町長、栗原副町長、仲手川政策総務部長 森田参事（地域総合戦略担当） 藤本政策課長、宮代政策課主幹（広報情報担当） 守屋政策課副主幹兼広報情報係長
6 職務のため出席した職員	局長 増尾 克治 書記 波多野 昭雄
7 協議等の事項	(1) (仮称)大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の 制定について (2) その他
8 その他	一般傍聴者 なし

(1) (仮称) 大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について  
(仮称) 大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について、担当課(政策課)から資料に基づき説明があった。説明の概要は次のとおりである。  
10月から住民票を有する全ての国民1人に1つ、12桁の番号(マイナンバー)が記載された個人番号通知カードが配布されている。平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の3分野でマイナンバーが利用される。

町がマイナンバーを利用できる事務は2つに限られ、法定利用事務と独自利用事務である。この2つの事務を行うに当たり、マイナンバーを利用して情報を授受する場合や提供する場合、条例を制定する必要があると番号法で定められている。

条例の内容は3つの項目で、「独自利用事務を規定すること」「庁内連携が出来るように規定すること」「町長部局以外への提供が出来るように規定すること」である。

独自利用事務として規定するものは、①障害者の医療費の助成に関する事務、②ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務、③小児医療費の助成に関する事務、④私立幼稚園の就園費補助金の交付に関する事務、⑤就学援助費の交付に関する事務の5つである。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」)において、庁内連携は、複数の事務にまたがって特定個人情報を連携して利用することは想定していない。そのため、1つの事務を処理するために利用する特定個人情報を、庁内の各課の間で行う他の事務を処理するため利用するためには、条例に規定する必要がある。法定利用事務の間での連携、独自利用事務の間での連携、提供を条例で規定する。

条例の骨子案・構成は、趣旨、用語の定義、町の責務、個人番号の利用範囲、特定個人情報提供、委任、施行日で構成する。趣旨は、独自利用事務・庁内連携・提供の3項目を規定する。用語の定義は、条例で使用する個人番号などの用語の定義を規定する。町の責務は、条例における町の責務を規定する。個人番号の利用範囲は、町が予定している独自利用事務の範囲と法定利用事務と独自利用事務の庁内連携が出来ることを規定する。特定個人情報の提供は、町長部局から教育委員会へ特定個人情報を提供できることを規定する。委任は、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定する。施行日は、個人番号の利用に合わせ来年1月1日と規定する。

条例制定までのスケジュールは、10月から11月にパブリックコメントを実施し、集計後、総務建設常任委員会協議会を開催していただき、パブリックコメントの結果と条例案を説明する。12月議会定例会に提案する。

#### ◎主な質疑

問：番号法別表第1に入っている事務はいくつか。

答：現在想定している事務は、97事務になる。

問：97事務のうち、41番の事務を行うのか。具体的に指定管理者も入るのか。

答：41 番は例を示したもので 97 事務ある。指定管理の関係は今回入っていない。

問：利用範囲は 97 事務全部となるのか。

答：97 事務が番号法で規定されている。それらの事務に対して情報提供や庁内連携ができ、別表 2 に特定個人情報が提供・利用できると定められている。

問：独自利用する場合、条例に追加するのか。

答：独自利用事務は 5 事務事業を想定しているが、個人番号の利用が始まり住民の利便性の向上や事務の向上が図られる事務は、条例を改正していく。

問：具体的にどういうものか。

答：「障害者医療費の助成に関する事務」など 5 つの事務を想定している。5 つの事務以外にも、マイナンバーを使うことで効率的に、また正確に事務処理が出来るものがあれば、随時追加していく。

問：町の責務に「地域の特性に応じた施策を実施する」とあるが、これから町独自に追加する事務はあるのか。

答：5 事務を町は想定しているが、パブリックコメントの結果などを踏まえ、条例案の提案まで最終の調整をする。

問：必要な措置で、庁内の体制はできているのか。

答：ファイアーウォールの設置などシステムの改修を行い、万全の体制をとる。職員が個人番号を取り扱うことになるので、総務課と連携し職員に制度が始まることを周知する。

問：職員研修を行うなど、組織の対応を行うことが必要だが。

答：職員の個人番号の取扱いは十二分に留意する必要がある。番号法で罰則規定もあり、職員に改めて周知徹底・研修等も行い、取扱い業務に留意する。

問：罰則規定があり情報が漏れたり犯罪があった場合、警察も関係するのか。

答：従来の個人情報保護条例よりさらに厳しい罰則になっており、警察に報告し警察の判断になる。

問：5 項目の独自利用事務を掲げているが、医療費の交付などで間違いを起こさないためか。

答：正確を期するために、独自利用事務として掲げている。

問：昨年、町である会社に課税をしなかったという話があったが、そのような事故がなくなるのか。

答：その件は課税の解釈の問題で、直接マイナンバーとは関係ない。行政側としては、現在のように住所などの突合せにより確認していることと比べ、課税漏れなどを防ぐメリットがある。

問：システム改修の経費はいくらか。

答：9 月の補正予算で 800 万円弱を計上した。平成 26・27 年度 2 ヶ年で約 1,000 万円のシステム改修の負担金が発生している。

問：今までも庁内連携をしてきたが、これからは庁内連携の際に個人番号 12 桁が

つくので、条例を制定しないといけないのか。

答：例えば小児医療費助成での所得の確認は、本人の同意を得て税務課で確認している。今後は個人番号を取り扱うことになるので、同じ事務を行う場合でも条例がないと行えないと法律で謳われている。

問：外部機関との連携で、ハローワーク、年金関係、国民年金、厚生年金が結びついて、照会できるのは大分先のことか。

問：町長部局の間の庁内連携、町長部局と部局以外の情報提供が出来るように条例制定する。外部機関との提供は、平成 29 年 7 月からと番号法で定められており条例の制定は必要ない。

問：町に引っ越してきた方の前の情報が得られ、利便性が高まるのか。

答：大磯町と他の地方公共団体等との情報提供は、平成 29 年 7 月からになるが利便性は高まる。

問：この条例（骨子案）でパブリックコメントを実施するのか。

答：町民向けに一部修正し、ほぼ同じ内容で実施する。

問：「マイナンバーは、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤となります。」と断言しているが、「なります」を「なるとされています」のような表現にしてはどうか。

答：パブリックコメントの実施前に、もう一度精査する。

問：庁内連携で、「複数の事務にまたがって特定個人情報を連携して利用することは想定していません」の内容を、具体的に説明してほしい。

答：番号法では、特定個人情報を複数の事務にまたがって使うことはできない。複数の事務にわたって使う時は、条例で定める必要がある。

問：別表第 2 の特定個人情報の欄には、地方税関係情報という記載しかないので、複数の事務にまたがることがないという意味か。

答：5 つの独自利用事務の特定個人情報の取扱いは、地方税関係情報のみを想定している。

問：パブリックコメントを実施する際には、今考えられるメリット・デメリットを加えた方がいいと思うが。

答：町民の利便性の向上がメリットであるが、個人情報・特定個人情報を取り扱うので、個人情報の保護の徹底、取り扱う職員に対する研修、システムの万全な体制をとる。

問：現在、個人情報を取り扱う職員の意識の徹底は出来ているのか。

答：現在も個人情報保護条例を制定しており、個人情報の職員間の取扱いは十分に注意するように徹底している。番号法の施行にあたり、ある一定の職員のみ取り扱うことができ、個人情報は必ず施錠できるところに保管する。番号法の施行に合わせさらに徹底していく。

問：臨時職員にも徹底できるのか。

答：個人番号を取り扱う職員を決めて、その職員のみが使用する。臨時職員には一切扱わせない。

問：個人番号カードの交付で、どうすればいいのか分からない方がいると思うが、町はどのように考えているのか。

答：通知書の中に申請書が入っており、申請書に記入し返送することで個人番号カードは入手できる。個人番号カードの申請期限はない。

問：申請書を出す時に、顔写真を自分で撮って貼るとか、通知書に説明書きがあるのか。

答：通知書の中に説明はある。

問：災害対策の行政手続で、具体的にはどのように進めるのか。

答：法律では、被災者台帳整備で個人番号を使うとされている。町の独自利用事務では、避難行動の要支援者名簿作成する時に、個人番号を使つての事務が発生する可能性はある。

問：町の災害対策に関する独自利用事務は、いつ決まるのか。

答：町独自利用事務が発生する場合、条例に位置づけなければならない。県内では独自利用事務に災害の分野を定めている自治体はない。必要に応じて一部改正する。

問：パブリックコメントを行うが、5つの事務のほかに独自利用事務で想定するものはあるのか。

答：想定している5つの事務以外に、今のところ無いと考える。

問：独自利用事務の具体的な5項目で、正確性を期すということは何か。

答：小児医療費助成の申請等の所得の確認で、12桁の個人番号を利用することで正確に照らし合わせることが出来る。

問：介護保険制度で使う委任払い、償還払いは、ナンバー制度には全然関係ないか。

答：介護保険に関連する事務は、ほとんどが番号法で定められた事務であり、条例で定める必要はないと考える。

問：制度が変わり個人情報のことをしっかり研修し、町民の利便性を高めてほしいが。

答：独自利用事務は町民の利便性が図れるが、事務の必要性を職員も十分理解し、取扱いを周知徹底する。

問：共同システムとの関係はどうか。

答：マイナンバーに対応したシステム改修は進めている。独自利用事務の関係は、今後の検討となる。

問：法律に定めた部分だけが、共同システムで利用されるのか。

答：独自利用事務は、各自治体の判断で範囲を広げる事務である。制度が始まるまで時間があるので、平成29年7月の連携が始まるまでに整理し、出来る限り共同化システムで対応していきたい。

問：すごく煩雑になるように感じるがどうか。

答：各自治体がそれぞれ違う独自利用事務をするとなると、共同システムと違う取り扱いをしなければいけない。今後進める中で、課題等をクリアしていく。

問：来年1月1日以降、独自利用事務でマイナンバーを住民に提示してもらうことはないか。また、通知カードを持ってきて見せてほしいなど、町民に不便をかけることは起きるのか。

答：現時点においては、番号を持ってきてくださいなどということは、町民に発生しない。

問：現在の町の事務で、データと紙ベースでのやり取りはどちらが多いのか。

答：所得を証明する処理の場合、データで確認している。

問：特定個人情報を取り扱う時、データを取り扱うパソコンを開ける人のパスワードを設けるのか。

答：特定個人情報を取り扱う職員を限定し、その職員のみが見ることができるパスワード等を設定し、個人情報の保護に努める。

問：町民が来て、対応できる職員がいないということにならないか。町として対応が取れるのか。

答：窓口対応は町の職員が対応する。他の機関との情報の授受は、限定した特定の職員が行う。

問：いつも対応出来る職員が窓口にいないと、町民に不便をかけることにならないか。

答：今も様々な個人情報を利用し、町の事務を行っている。個人情報の取扱いは、今と同じように十分留意した中で体制を整える。番号法により、個人情報の取扱いの罰則規定等も強化されているので、今まで以上に職員に対し、法律の趣旨を理解させた中で事務を進める。

問：個人番号カードに関して、窓口で専門の職員がいないと何の対応もしないのか。

答：カードの発行は町民課で行っている。個人番号は、他人には絶対に教えないでくださいとか、詐欺に注意くださいという周知をする。窓口でも番号を他人に見せない、カードを無くさないようにと伝える。専用の窓口を町民課に設けた。直接来る方はそちらの部屋を案内し、電話等でも問い合わせに対応している。

その他として、委員からの意見は特になく、以上で総務建設常任委員会協議会を終了した。

.

---

---